

知らなきや  
経営リスクに!

中小企業に影響大の

# 民法改正

和田倉門法律事務所

弁護士 藤池尚恵

## 第6回

### 連帯債務の見直し

連帯債務の見直しについて解説するにあたり、まずは関連する用語を整理したい。

AとBが共同生活を始めるにあたって、必要な資金200万円を知人Gから連名で借りたとする。このときAとBは、100万円ずつの債務を負うのではなく、それぞれが200万円の債務を負う。GはAにもBにも200万円の支払いを請求できる。このように同一の債務についてそれぞれが独立して全責任を負うことを「連帯債務」という。

前記のケースで、Aが200万円を弁済したときは、Bの債務は消滅する。このように連帯債務者の一方に生じた事情が、別の連帯債務者に影響する事情のことを「絶対的効力事由」と呼ぶ。

これに対し、Aが債務を認める念書をGと交わしたこと(債務の承認)で、義務を免れる時効の残り期間がゼロからカウント(債務の消滅時効の更新)されるようになったとしても、Bの債務の消滅時効は更新されないケースのように、一方に生じた事情が別の者に影響しない事情のことを「相対的効力事由」と呼ぶ。

また、連帯債務者がそれぞれ債務を負担している関係上、AがGに200万円を弁済したときには、AはBに対して100万円を返すよう請求できる。これを「求償」という。

#### 一方が時効でも、もう一方は……

改正法では、現行法で絶対的効力事由である「履行の請求」、「免除」、「連帯債務者一人についての消滅時効の完成」の3項目が相対的効力事由に変更される。それぞれについてみていきたい。

GがAに訴訟を提起(履行の請求)をすると、これまで経過した期間はリセットされて残り期間が最初からカウントされる(Aの債務の消滅時効更新)。現行法ではBの債務の消滅時効も更新されていたが、改正法では、Bが知らない間に消滅時効更新といった大きな不利益を被ってしまったように、履行の請求を相対的効力事由とした。

次に、GがAに対する債権をすべて放棄(免除)したときをみていくと、Aは支払い義務から解放される。現行法ではBも債務から免れていたが、改正法ではBは引き続き200万円を支払う義務を負う。

また、改正法では、Aの債務について消滅時効が完成したとき、Bの債務は消滅時効が完成しないこととなった。

#### 債務者負担を公平にする求償ルール

改正法では、求償のルールが「不真正連帯債務」にも適用されるようになる。

不真正連帯債務の典型例は、XとYが共同して、Zをだまして1千万円を騙しとったときの賠償義務のように、複数加害者が同一の損害について損害賠償義務を負うケースである。

XとYの負担部分が5割ずつのとき、現行法では、XがZに600万円を支払っても、Yに求償できるのは、自分の責任を超える100万円の部分だけだった。これに対し、改正法では、XはYに対し、300万円を求償できる。

この見直しの目的は、自己の負担部分を超える「額」の支出をしなくても、負担部分の「割合」での求償を認めるほうが、債務者の負担を公平にするという点がある。また、自己の負担部分を超えなくても求償を認めることで、連帯債務の弁済が促進されて、債権者にとって不都合はないと考えられて改正された。

(つづく)

▼この連載は、和田倉門法律事務所の高藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。